

教育委員会定例会審議結果

1 担当部署名	守谷市教育委員会 学校教育課
2 件 名	令和4年5月教育委員会定例会
3 概 要	<p>1 開催日時 令和4年5月26日（木曜日）午後1時30分～午後2時14分</p> <p>2 開催場所 守谷市立学校給食センター 2階会議室</p> <p>3 教育長及び各委員の出欠状況 5名出席（町田香教育長，河原健委員，萩谷直美委員， 椎名和良委員，寺田弘委員）</p> <p>4 説明のための職員出席者等（職員数7名） 教育部長 小林 伸稔 参事 奈幡 正 教育部次長兼生涯学習課長 福島 晶子 学校教育課長 前川 優子 教育指導課長 大場 邦宏 給食センター長 坂 登司男 中央図書館長 平塚 恭子 事務局員（学校教育課） 1名</p> <p>5 傍聴人 なし</p> <p>6 議題 【議決事項】 (1) 議案第23号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正 について（可決） (2) 議案第24号 守谷市教育支援委員会委員の委嘱について（可決） (3) 議案第25号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について（可決） (4) 議案第26号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し 出について（令和4年度守谷市一般会計補正予算（第1号）（教育 委員会所管分））（可決）＜非公開＞</p>
4 今後の状況	次回は，令和4年6月27日（月曜日）午後1時30分から開催予定

令和4年5月教育委員会定例会

会 議 資 料

日 時 令和4年5月26日(木)

午後1時30分から

場 所 守谷市立学校給食センター2階会議室

令和4年5月教育委員会定例会 会 議 次 第

日 時 令和4年5月26日（木）

午後1時30分から

場 所 守谷市立学校給食センター2階会議室

1 開 会

2 会議録署名人指名

3 議決事項

議案第 23 号 守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について

議案第 24 号 守谷市教育支援委員会委員の委嘱について

議案第 25 号 守谷市図書館協議会委員の委嘱について

議案第 26 号 議会の議決を経るべき議案についての意見の申し出について
(令和4年度守谷市一般会計補正予算(第1号)(教育委員会所管分))

4 協議事項

なし

5 報告事項

なし

6 その他

議案第23号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部改正について

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を別紙のとおり改正する。

令和4年5月26日 提出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和4月5日 原案 決

提案理由

本案は、要綱第2条第1項に該当する市内に住所を有する児童生徒の保護者であって、当該児童生徒が、茨城県が設置する県立中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する場合に援助費の交付を行うため、守谷市立小中学校就学援助費交付要綱の一部を改正するものです。

議案	頁数
23号	1

守谷市教育委員会告示第 号

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（平成19年守谷市教育委員会告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和4年 月 日

守谷市教育委員会教育長 町 田 香

第2条第2項に次の1号を加える。

- (3) 守谷市に住所を有する児童生徒の保護者であって、当該児童生徒が、茨城県が設置する県立中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する場合

附 則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の守谷市小中学校就学援助費交付要綱の規定は、令和4年4月1日から適用する。

議案	頁数
23号	2

守谷市立小中学校就学援助費交付要綱新旧対照表

改 正	現 行
<p>(交付対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 児童生徒の保護者が、前項各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係する市町村との協議により援助費の交付を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(3) <u>守谷市に住所を有する児童生徒の保護者であつて、当該児童生徒が、茨城県が設置する県立中学校又は中等教育学校の前期課程に在学する場合</u></p>	<p>(交付対象者)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 児童生徒の保護者が、前項各号のいずれかに該当する者であつて、かつ、次の各号のいずれかに該当する場合は、関係する市町村との協議により援助費の交付を行うものとする。</p> <p>(1) 及び (2) (略)</p> <p>(新設)</p>

○守谷市立小中学校就学援助費交付要綱（抜粋）

（交付対象者）

第2条 援助費の交付を受けることができる者は、原則として、守谷市立の小
学校若しくは中学校に在学し、又は次年度に就学を予定する児童生徒の保護
者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要
保護者（以下「要保護者」という。）である者

（2）別表の要件を満たす者で、守谷市教育委員会（以下「委員会」という。）
が要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者（以下「準要保護者」
という。）

2 児童生徒の保護者が、前項各号のいずれかに該当する者であって、かつ、
次の各号のいずれかに該当する場合は、関係する市町村との協議により援助
費の交付を行うものとする。

（1）守谷市に住所を有しない児童生徒の保護者であって、当該児童生徒が
守谷市立の小学校又は中学校に在学する場合

（2）守谷市に住所を有する児童生徒の保護者であって、当該児童生徒が守
谷市立以外の市町村立小学校又は中学校に在学する場合

議案第24号

守谷市教育支援委員会委員の委嘱について

下記の者を守谷市教育支援委員会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第2条第7号の規定により議決を求める。

番号	委嘱区分	所 属	氏 名	備 考
1	医師	総合守谷第一病院	城賀本満登	
2	医師	総合守谷第一病院	西村 一	
3	学識経験者	茨城県立伊奈特別支援学校 教頭	冬木 芳明	
4	児童福祉施設等職員	民生委員 主任児童員委員	大塚 正子	
5	児童福祉施設等職員	守谷市ひかり幼稚園 副園長	阿部 知恵	
6	学校教育関係者	守谷市立大井沢小学校長	板谷亜由美	
7	学校教育関係者	守谷市立御所ヶ丘中学校長	池田 恭	
8	学校教育関係者	守谷市立守谷小学校教諭	田渕恵美子	
9	学校教育関係者	守谷市立高野小学校教諭	奈幡ますみ	
10	学校教育関係者	守谷市立守谷小学校教諭	間宮 京子	
11	学校教育関係者	守谷市立御所ヶ丘小学校 養護教諭	相良 貴美	
12	児童福祉施設等職員	のびのび子育て課 係長	山下 仁美	
13	児童福祉施設等職員	北園保育所長	風見 弘恵	
14	児童福祉施設等職員	保健センター 係長	佐藤差智子	
15	児童福祉施設等職員	こども療育教室 主査	岡田 崇宏	

委嘱期間 令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

令和4年5月26日 提 出
守谷市教育委員会
教育長 町田 香
令和4年5月 日 原案 決

提案理由

本案は、令和4年3月31日で、前任の守谷市教育支援委員会委員の任期が満了となったため、新たに委嘱するものです。

議案第 25 号

守谷市図書館協議会委員の委嘱について

下記の者を守谷市図書館協議会委員に委嘱したいので、守谷市教育委員会事務委任規則第 2 条第 7 号の規定により議決を求める。

No.	委嘱区分	所 属	氏 名	新任・再任
1	学校教育関係者	学 校 長 会	野口 和彦	再 任
2	社会教育関係者	PTA 連絡協議会	長澤 尊	新 任
3		図書館ボランティア	赤堀 久美子	再 任
4		図書館ボランティア	川畑 弘美	新 任
5		図書館ボランティア	藤平 八重子	新 任
6		社会教育委員の会議	長谷川 登代	再 任
7	家庭教育の向上に資する活動を行う者	社会教育指導員	堀越 正弘	再 任
8	学識経験のある者	専門的知識を有する者	野口 武悟	再 任
9		専門的知識を有する者	赤山 みほ	再 任
10	公募に応じた者	公 募	広永 なな子	新 任

委嘱期間 令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

令和 4 年 5 月 26 日 提 出
 守 谷 市 教 育 委 員 会
 教 育 長 町 田 香
 令和 4 年 5 月 日 原 案 決

提案理由

本案は、令和 4 年 5 月 31 日で、守谷市図書館協議会委員の任期が満了となるため、新たに委嘱するものです。

○守谷市図書館協議会設置条例

平成7年3月20日

条例第2号

(設置)

第1条 守谷市立図書館及び守谷市立図書館分室(以下「図書館等」という。)の適正な運営を図るため、図書館法(昭和25年法律第118号)第14条第1項の規定に基づき、守谷市図書館協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、図書館等の運営に関し守谷市立図書館長(以下「館長」という。)の諮問に応ずるとともに、図書館等の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べることができる。

(組織)

第3条 協議会の委員(以下「委員」という。)の定数は10人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者並びに公募に応じた者の中から、教育委員会が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議長は、委員長が務める。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、図書館等を所管する部署において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成11年12月27日条例第27号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成13年6月21日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行し、平成13年6月1日から適用する。

附 則(平成24年3月28日条例第5号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成28年3月30日条例第10号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(令和2年4月27日条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

議案	頁数
25号	2